

# 常滑市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

## (目的)

第1条 この条例は、常滑市における土地の埋立て等について、市、事業主及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、住民の生活環境の保全及び住民生活の安全の確保に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土又は堆積をする行為をいう。
- (2) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）をいう。
- (3) 事業区域 土地の埋立て等を行う区域をいう。
- (4) 事業主 土地の埋立て等に関する請負契約の発注者又は請負契約によらないで自ら土地の埋立て等を行う者をいう。
- (5) 土地所有者 事業区域の土地の所有者をいう。
- (6) 土地所有者等 事業区域の土地の所有者又は当該土地に関して用益権（地上権、地役権、賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）を有する者をいう。
- (7) 隣接地権者等 事業区域の土地に隣接する土地の所有者又は当該土地に関して用益権を有する者をいう。

## (適用範囲)

第3条 この条例は、事業区域の面積（同一の事業主が当該事業区域に隣接する区域又は当該事業区域の周囲100メートルの区域内（以下「隣接区域等」という。）において土地の埋立て等を施工する日前3年以内に土地の埋立て等を完了し、又は施工中である場合にあつては、当該事業区域の面積及び隣接区域等において完了し、又は施工中である事業区域の面積を合算した面積）が1,000平方メートル以上の土地の埋立て等について適用する。

## (市の責務)

第4条 市は、市内における土地の埋立て等の状況を把握し、不適正な土地の埋立て等が行われることのないよう監視に努めるものとする。

## (事業主の責務)

第5条 事業主は、土地の埋立て等を行うときは、当該事業区域の周囲300メートルの範囲内に現に居住する住民（以下「周辺住民」という。）の理解を得るよう努めるとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、土地の埋立て等に係る苦情を受けたとき、又は紛争が生じたときは、責任をもってその解決に当たらなければならない。

3 事業主は、土地の埋立て等の実施に際し、近隣の交通及び土地利用に支障がないよう配慮しなければならない。

(土地所有者の責務)

第6条 土地所有者は、事業区域において、事業主が行う土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれがないことを確認しなければならない。

2 土地所有者は、土壌の汚染及び災害が発生するおそれがないと確認できないときは、事業主に対して当該土地の埋立て等に同意することのないよう努めなければならない。

3 土地所有者は、事業主が前条第1項に規定する措置を講じないときは、当該事業主に代わりその措置を講じなければならない。

4 前条第3項の規定は、土地所有者について準用する。

(許可等)

第7条 事業主は、土地の埋立て等を行おうとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等

(2) 法令の規定に基づく許可を受け、又は届出をして行う土地の埋立て等であって、規則で定めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

2 事業主は、前項第2号に該当する土地の埋立て等を行おうとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市に届出をしなければならない。

(許可の申請)

第8条 事業主は、前条第1項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 事業主の住所、氏名及び電話番号

(2) 土地の埋立て等の目的

(3) 事業区域の所在地及び面積

(4) 土地の埋立て等を行う期間

(5) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所

(6) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量

(7) 土地の埋立て等の施工に関する計画

(8) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画

(9) 施工管理者の住所、氏名及び電話番号

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 土地所有者等の土地の埋立て等についての同意書

(2) 第12条第1項の説明会の結果報告書

- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類  
(許可の基準等)

第9条 市長は、第7条第1項の許可の申請の内容が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 当該土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び有害物質（土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。）による汚染の状態が、規則で定める基準に適合していること。
- (2) 当該土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所が特定されていること。
- (3) 当該土地の埋立て等の施工に関する計画が、規則で定める基準に適合していること。
- (4) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画が、当該地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合していること。

2 市長は、第7条第1項の許可を受けようとする事業主が別にこの条例の規定に基づく許可を受けている場合で、当該許可に係る土地の埋立て等について、次の各号のいずれかに該当するときは、新たに許可をしてはならない。

- (1) 第24条の規定による勧告を受けた場合であって、当該勧告に基づく改善をしていないとき。
- (2) 第25条の規定による命令を受けた場合であって、当該命令に基づく土地の埋立て等の中止をしていないとき、又は土砂等の除去若しくは原状回復が完了していないとき。
- (3) 第25条の規定による命令を受けた場合であって、当該命令に基づく土質の保全又は土砂等の崩壊等による災害の発生の防止のために必要な措置を完了していないとき。

3 市長は、第7条第1項の許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な限度において、当該許可に条件を付すことができる。

(変更の許可等)

第10条 第7条第1項の許可を受けた事業主は、第8条第1項の許可申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に変更許可申請書を提出し、変更の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 第7条第1項の許可を受けた事業主は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、変更があった日から14日以内に、市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第11条 市長は、事業主が、偽りその他不正な手段により第7条第1項又は前

条第1項の規定による許可を受けたと認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

(説明会の開催等)

第12条 事業主は、第7条第1項又は第10条第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ隣接地権者等及び周辺住民に対し、当該土地の埋立て等の計画について説明会を開催しなければならない。

2 事業主は、第7条第1項又は第10条第1項の許可の前後を問わず、隣接地権者等の3分の2以上又は周辺住民の各世帯を代表する者の3分の2以上から当該土地の埋立て等に係る説明会の開催の申出があったときは、申出があった日から14日以内に、説明会を開催しなければならない。

3 事業主は、前2項に規定する説明会において取得した個人情報については、常滑市個人情報保護条例(平成17年常滑市条例第23号)の市の実施機関の例により、収集、保有及び管理をするものとし、この条例の施行の限度において利用することができる。

(着手の届出)

第13条 第7条第1項の許可を受けた事業主は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手しようとするときは、着手する日の7日前までに市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第14条 第7条第1項の許可を受けた事業主は、土地の埋立て等の施工期間中、事業区域外から見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

2 第10条第1項の許可を受けた事業主は、前項に規定する標識の内容に変更が生じたときは、速やかにその内容を変更しなければならない。

(完了の届出)

第15条 第7条第1項又は第10条第1項の許可を受けた事業主(以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る土地の埋立て等を完了したときは、完了した日から14日以内に市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該土地の埋立て等が完了したことを遅滞なく確認しなければならない。

(廃止又は休止の届出)

第16条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したときは、廃止し、又は休止した日から14日以内に市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する届出について準用する。

(再開の届出)

第17条 許可を受けた者は、前条第1項の規定により休止の届出をした土地の埋立て等を再開するときは、再開する日の7日前までに市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第18条 許可を受けた者について、相続、合併又は分割(当該許可に係る土地

の埋立て等を行う権原を承継させるものに限る。)があったときは、当該土地の埋立て等を行う権原を承継した相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 許可を受けた者が死亡した場合は、前項の相続がされるまでの間、その法定相続人（法定相続人が複数いるときは、土地の埋立て等を行う権限を一時的に承継するものとして、その全員の同意を得た者）は、当該許可を受けた者のこの条例による地位を承継するものとする。

3 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継した日から14日以内に市長に届け出なければならない。

（施工管理者の設置）

第19条 許可を受けた者は、施工管理者を設置し、当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

（台帳への記載）

第20条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を台帳に記載しなければならない。

（土壌の調査等）

第21条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとに区分した各期間（当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止した日までの期間）ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い、当該各期間の経過後1月以内に、その結果を市長に報告しなければならない。

（報告の徴収等）

第22条 市長は、この条例の目的の達成の限度において、事業主に対し、土地の埋立て等の進行状況その他必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた事業主は、求められた日から14日以内に報告又は資料の提出をしなければならない。

（立入検査）

第23条 市長は、この条例の目的の達成の限度において、職員に、事業区域又は事業主の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入らせ、土地の埋立て等の状況若しくは台帳、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に対して質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して

はならない。

(改善勧告)

第24条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善すべき事項を勧告することができる。

- (1) 第9条第1項に規定する許可の基準又は同条第3項に規定する許可の条件に違反して土地の埋立て等を行っているとき市長が認めるとき。
- (2) 第10条第3項の規定による届出をしないとき。
- (3) 第12条第2項の規定による説明会を開催しないとき。
- (4) 第13条の規定による届出をしないとき。
- (5) 第14条の規定による標識を設置しないとき、又は変更しないとき。
- (6) 第15条第1項の規定による届出をしないとき。
- (7) 第16条第1項の規定による届出をしないとき。
- (8) 第17条の規定による届出をしないとき。
- (9) 第18条第3項の規定による届出をしないとき。
- (10) 第21条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (11) 第22条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (12) 第23条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(措置命令)

第25条 市長は、前条第1号に係る同条の勧告に従わない者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うことを命じるとともに、当該土地の埋立て等の中止、土砂等の除去若しくは原状回復を命じ、又は土質の保全若しくは土砂等の崩壊等による災害の発生の防止のために必要な措置をとることを命じることができる。

2 市長は、第7条第1項若しくは第10条第1項の許可を受けずに土地の埋立て等を施工している事業主若しくは施工を完了した事業主又は第11条の規定により許可を取り消された者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等の中止、土砂等の除去若しくは原状回復を命じ、又は土質の保全若しくは土砂等の崩壊等による災害の発生の防止のために必要な措置をとることを命じることができる。

3 市長は、土砂等の崩壊等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等の停止その他必要な措置を命じることができる。

(土地所有者への勧告)

第26条 市長は、事業主が前条第1項又は第2項の規定による命令に従わないときは、土地所有者に対し、期限を定めて、土砂等の除去又は原状回復その他必要な措置をとることを勧告することができる。

(土地所有者への命令)

第27条 市長は、土地所有者が前条の規定による勧告に従わないときは、当該土地所有者に対し、期限を定めて、土砂等の除去又は原状回復その他必要な措置をとることを命じることができる。

(代執行)

第28条 市長は、第25条第1項若しくは第2項又は前条の規定に基づく命令を履行しない者がある場合は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定に基づき、代執行をすることができる。

(公表)

第29条 市長は、事業主が第25条第1項又は第2項の規定による命令に違反したときは、その氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及びその事実を公表することができる。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第31条 第25条の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第24条第10号の規定に基づく勧告に従わない者は、50万円以下の罰金に処する。

3 第24条第3号、第11号又は第12号の規定に基づく勧告に従わない者は、30万円以下の罰金に処する。

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

第33条 第24条第2号又は第4号から第9号までのいずれかの規定に基づく勧告に従わない者は、5万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に着手している土地の埋立て等については、この条例の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に着手している土地の埋立て等の事業主は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から30日以内に当該土地の埋立て等の事業区域ごとに、規則で定める届出書により市長に届け出なければならない。

4 前項に規定する届出書に変更があるときは、変更をした日から14日以内に、規則で定める届出書により市長に届け出なければならない。